告

示

十五日認可した。

平成二十二年四月二十三日

福島県知事

佐

藤 雄

平.

農村計画課

部土地改良区から平成二十二年四月九日付けで申請のあった定款の変更について、

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、

磐梯西 同月

福島県告示第二百八十六号

公金の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成二十二年四月二十三日

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)

福島県告示第二百八十七号

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

2

所在地 安達郡大玉村玉井字長久保六十八番地

財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団

受託者の名称及び所在地

委託した事務の範囲及び内容

福島県知事

佐

藤

雄

平

ふくしま県民の森施設等使用料徴収事務

徴収の事務を委託する期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

目 次

○土地改良区の定款の変更を認可し ○公金の徴収の事務を委託した件Ⅰ

丟

○公金の収納の事務を委託した件 ○道路の供用を開始する件Ⅰ ○道路の区域を変更する件 件

県

島

公

告

○県営土地改良事業の工事が完了し

○土地改良区の役員が退任した旨届 出があった件二件

出があった件

写しの送付を受けた件

圭

○土地改良区の役員が就任した旨届 た件四件

九

 元 元 売

○都市計画の決定に係る関係図書の

○都市計画の変更に係る関係図書の

○随意契約の相手方を決定した件七

九

코

九

写しの送付を受けた件

弖

福島県告示第二百八十八号 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)

公金の徴収の事務を次のとおり委託した。

第百五十八条第一項の規定により、

(森林整備課)

平成二十二年四月二十三日

委託した事務の範囲及び内容

福島県知事

佐

藤

雄

平

福島県総合緑化センター施設等使用料徴収事務

受託者の名称及び所在地

2 所在地 福島市佐原字神事場一番地 名称 財団法人福島県都市公園・緑化協会

徴収の事務を委託する期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

(森林整備課)

福島県告示第二百八十九号

公金の収納の事務を次のとおり委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第百五十八条第一項の規定により、

平成二十二年四月二十三日

福島県知事

佐

藤

雄

平.

委託した事務の範囲及び内容 福島県林業・木材産業改善資金に係る貸付金の償還金の収納の事務

受託者の名称及び所在地

福島県北森林組合 福島県森林組合連合会 名 称 同 福島市中町五番一八号 所 市岡部字前田一三七番地

在

地

郡山市森林組合

田村森林組合

第百五十八条第一項の規定により

田村市常葉町西向字堂ヶ入六二番地七 郡山市逢瀬町多田野字本郷二二八 平成22年4月23日 金曜日 291 三 福島県告示第二百九十号 浪江製材協同組合 原町木材製材協同組合 相馬木材産業協同組合 福島県木材協同組合連合会 只見町森林組合 田島町森林組合 東白川郡森林組合 福島県勿来地区木材製材協同組合 東白製材協同組合 福島県郡山地区木材製材協同組合 双葉地方森林組合 飯舘村森林組合 相馬地方森林組合 舘岩村森林組合 伊南村森林組合 下郷町森林組合 会津若松地方森林組合 西会津町森林組合 耶麻西部森林組合 会津北部森林組合 西白河地方森林組合 ふくしま中央森林組合 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで収納の事務を委託する期間 わき市森林組合 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に 南相馬市原町区旭町二丁目六五 東白川郡塙町大字台宿字下稲沢三八五番地 郡山市田村町金沢字大六 喜多方市字舞台田三一二八番地八 相馬市光陽一丁目二番地六 福島市中町五番一八号 同 同同同 南会津郡下郷町大字豊成字下モ六二七六 双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町四四番地 いわき市平字正内町一〇七番地三 双葉郡富岡町大字小良ヶ浜字市ノ沢九五番地 相馬郡飯舘村草野字本町八三 南相馬市原町区錦町一丁目三四 会津若松市城前二番三号 白河市旭町一丁目二四四番地 わき市佐糠町碇田一一 村郡小野町大字小野新町字知宗五九番地 郡同 郡南会津町小塩字上ミ原八○ 郡只見町大字只見字宮前一三九〇 郡南会津町田島字行司七六 市山都町字谷地二二八一番地 町松戸原五一 一四九番地一〇

耶麻郡西会津町尾野本字樋ノ口原乙一四六〇 東白川郡棚倉町大字棚倉字南町一〇〇番地

(林業振興課)

計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十二年四月二十三日から二週間 覧に供する。 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 一般の縦

平成二十二年四月二十三日

福島県知事 佐 藤 雄 平

更後の別 変更前変 敷 メート 地 0) 幅 ル 員 延 (メ | ŀ ル 長

路

線

名

区

間

	一般国道
番一地先まで	番上也もいる小谷字湯ノ平二四九八小谷字湯ノ平二四九八会津若松市大戸町大字
変更後	変更前
一二·八 四三·六 六	三七・六
二、七〇四・七	二、七〇四・七

(道路計画課)

福島県告示第二百九十一号

松建設事務所で平成二十二年四月二 供用を開始する。その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 一十三日から二週間 福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若 一般の縦覧に供する。 次の道路の

平成二十二年四月二十三日

福島県知事 佐 藤 雄 平.

一般国道一一八号	路線名
五同八会津	供
世一地先まで	用
まだがだ戸	開
大 大 大字 小	始
三等。	0
地先まで 市大戸町大字上三寄字大豆田六地先から お市大戸町大字上三寄字大豆田六1松市大戸町大字小谷字湯ノ平二四	区
田二四六〇九	間
平成二二年四月	供用開始の期日

(道路計画課)

福島県告示第二百九十二号

供用を開始する。その関係図面は、 松建設事務所で平成二十二年四月二十三日から二週間 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若 一般の縦覧に供する。 次の道路の

平成二十二年四月二十三日

福島県知事 佐 藤 雄 平

県道小	路
東山	線
宮下線	名
- 一地先ま 一一地先ま 大沼郡三 大沼郡三	供
ま同先三か島	用
町 大 字 字	開
大 登 学 字	始
八八八木木	の
ァ 平 平 四 四	区
四七五番	間
二三日 平成二二年四月	供用開始の期日

公告第百六十八号

ので公告する。

平成二十二年四月二十三日

公告第百六十七号

たので公告する。 大笹生2期地区に係る県営の防災ダム事業の工事は、平成二十二年一月二十七日完了し 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、

平成二十二年四月二十三日

福島県知事 佐 藤 雄

平

(農村計画課)

柏平沼地区に係る県営のため池整備事業の工事は、平成二十二年三月二十四日完了した 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により

佐 藤 雄 平

福島県知事

(農村計画課)

公告第百六十九号

福

了したので公告する。 わしろ地区に係る県営の中山間地域総合整備事業の工事は、平成二十二年三月四日完 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、

平成二十二年四月二十三日

福島県知事 佐 藤 雄

平

(農村計画課)

公告第百七十号

長屋地区に係る県営の経営体育成基盤整備事業の工事は、 (屋地区に係る県営の経営体育成基盤整備事業の工事は、平成二十二年二月一日完了し土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、

たので公告する。

平成二十二年四月二十三日

福島県知事

佐 (農村計画課) 藤 雄 平

(道路計画課) とおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十二年四月二十三日

福島県知事

佐

藤

雄

平

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

次の

土地改良区の名称

泉崎村土地改良区

就任した役員

役別 氏名

理事 大森 郎 西白河郡泉崎村大字太田川字居平四五番地

(農村計画課)

公告第百七十二号

とおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

平成二十二年四月二十三日

土地改良区の名称

福島県知事

佐

藤

雄

平

次の

矢吹原土地改良区

就任した役員

役別 氏名

理事 久保木正大

西白河郡泉崎村大字太田川字居平五〇番地

(農村計画課)

公告第百七十三号

とおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 次の

平成二十二年四月二十三日

福島県知事 佐 藤 雄

平

土地改良区の名称

矢吹原土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 鈴木 勝長 白河市大信豊地字飯土用七八番地住所

(農村計画課)

公告第百七十四号

縦覧に供する。 ら会津都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、会津若松市か 次のとおり

公告第百七十一号

平成二十二年四月二十三日

福島県知事

佐

藤 雄

平

6

契約の相手方を決定した手続

6,930円 (1 t 当たり)

縦覧に供する図書

縦覧場所 総括図、 計画図及び計画書の写し

査課 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調

(都市計画課)

公告第百七十五号

の送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。 項の規定により、会津若松市から会津都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写し 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第

平成二十二年四月二十三日

福島県知事

佐

藤

雄

平

縦覧に供する図書

縦覧場所 総括図、計画図及び計画書の写し

查課 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調

(都市計画課)

公告第176号

福

の11第1項の規定により公告する。 例政令」という。) 第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特 ト化)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の WT0に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務(セメン

平成22年 4 月23日

福島県県北流域下水道建設事務所長 +蓝 燙

随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量

脱水汚泥収集運搬業務(セメント化) 13,380 t

福島県県北流域下水道建設事務所 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地 福島県福島市鎌田字一本松43番地

随意契約の相手方を決定した日

ယ

平成22年2月22日

随意契約の相手方の氏名及び住所

4

開発運輸株式会社 岩手県大船渡市日頃市町字中板用45番地8

随意契約に係る契約金額

ഗ

公告第177号

~1 随意契約 随意契約とすることとした理由

特例政令第10条第1項第1号該当

(然 務

項の規定により公告する。 という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1 又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」 の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務(セメント化)

平成22年 4 月23日

福島県県北流域下水道建設事務所長 \times 蓝

遐

脱水汚泥処分業務(セメント化) 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量 13,380 t

契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地

2 福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地

随意契約の相手方を決定した日

ယ

平成22年 2 月22日

随意契約の相手方の氏名及び住所

太平洋セメント株式会社 東京都港区台場二丁目3番5号

随意契約に係る契約金額 11,550円(1 t 当たり)

J

契約の相手方を決定した手続

6

随意契約とすることとした理由 特例政令第10条第1項第1号該当

~1

総 務

誤

第274条の11第1項の規定により公告する 以下「特例政令」という。) 第11条及び福島県財務規則 (昭和39年福島県規則第17号) 公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。 (コンポスト化) の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務

平成22年 4 月23日

福島県県北流域下水道建設事務所長 \times 赿

遐

福

~1

- 脱水汚泥収集運搬及び処分業務 (コンポスト化) 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
- 2 福島県県北流域下水道建設事務所 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 平成22年2月22日 随意契約の相手方を決定した日

ယ

随意契約の相手方の氏名及び住所

サントーマス株式会社 福島県二本松市下川崎字三界山33番地

18,480円 (1 t 当たり) 随意契約に係る契約金額

随意契約とすることとした理由 契約の相手方を決定した手続

~1

特例政令第10条第1項第1号該当

務 誤

ယ

(統

公告第179号

号) 第274条の11第1項の規定により公告する 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372 号。以下「特例政令」という。) 第11条及び福島県財務規則 (昭和39年福島県規則第17 (中間又は最終処分) の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、 WT0に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務

平成22年 4 月23日

福島県県北流域下水道建設事務所長 \times 蓝

遐

契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地 脱水汚泥収集運搬及び処分業務(中間又は最終処分) 1,520 t

随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量

随意契約の相手方を決定した日 福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地

株式会社あいづダストセンター 随意契約の相手方の氏名及び住所 福島県会津若松市神指町大字南四合字オノ神461

6 随意契約 契約の相手方を決定した手続 22,050円 (1 t 当たり)

随意契約とすることとした理由

平成22年 2 月22日

随意契約に係る契約金額

特例政令第10条第1項第1号該当

公告第180号

条の11第1項の規定により公告する。 の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下 ンター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体 |特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務(県中浄化セ

平成22年 4 月23日

福島県県中流域下水道建設事務所長 霊 \blacksquare 慮

마

随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量

脱水汚泥処分業務 (県中浄化センター) 6,620 t

2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地 福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番

随意契約の相手方を決定した日

平成22年2月22日

随意契約に係る契約金額 随意契約の相手方の氏名及び住所 住友大阪セメント株式会社 東京都千代田区六番町 6 番地28

5

4

6 契約の相手方を決定した手続 11,550円(1 t 当たり)

特例政令第10条第1項第1号該当 随意契約とすることとした理由

 \sim

(統 務

274条の11第1項の規定により公告する 団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以 境センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共 下「特例政令」という。) 第11条及び福島県財務規則 (昭和39年福島県規則第17号) WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務(白河都市環

半成22年 4 月23日

福島県県中流域下水道建設事務所長 霊 \blacksquare 慮 마

随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量

契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地 脱水汚泥処分業務(白河都市環境センター) 4,012 t

福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番

随意契約の相手方を決定した日

ယ

2

(統 務 票 随意契約の相手方を決定した日

福島県県中流域下水道建設事務所

福島県郡山市日和田町字山ノ井5番

平成22年2月22日

契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地

随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量

福島県県中流域下水道建設事務所長

ء

 \blacksquare

億

平成22年 4 月23日

脱水汚泥収集運搬業務 (県中浄化センター)

6,620 t

J 平成22年2月22日

東京都千代田区六番町6番地28

随意契約に係る契約金額 随意契約の相手方の氏名及び住所 11,550円 (1 t 当たり) 住友大阪セメント株式会社

契約の相手方を決定した手続

6

随意契約とすることとした理由 特例政令第10条第1項第1号該当

公告第182号

274条の11第1項の規定により公告する。 団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以 化センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、 WT0に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務(県中浄 「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号) 地方公共

総 務 誤

(統 誤

務

随意契約とすることとした理由

特例政令第10条第1項第1号該当

契約の相手方を決定した手続

6,195円 (1 t 当たり) 随意契約に係る契約金額 株式会社リサイクル事業団 随意契約の相手方の氏名及び住所

埼玉県吉川市大字加藤629番地

リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。

再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,390円】

県刷 発行者 島 印刷所 印